

⑥皆さんのご意見をお聞かせください～パブリック・コメント手続制度～

「笠間市空家等対策計画（案）」について、パブリック・コメントを行います。皆さんの意見・提案をお聞かせください。「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させるという制度です。実施期間中は市ホームページ、笠間市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。

市ホームページ⇒「パブリックコメント」で検索

案件名 笠間市空家等対策計画（案）

案の趣旨

この計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号）に基づき、市民の生命、身体または財産を保護し、生活環境の保全を図るとともに、空家等の利活用を促進することにより地域の活性化に資するため、本市の取り組むべき対策の方向性について基本的な考え方を示す「笠間市空家等対策計画」を策定するものです。

案の基本的な考え方

市の空家等の現状や課題を踏まえ、今後の取組みに向けた 3 つの基本的な方針「空家等の発生抑制」「管理不全状態の空家等の抑制・解消」「空家等の市場流通・利活用の推進」に基づき対策を進めます。

意見の提出方法

氏名、住所を明記のうえ、窓口へ直接、郵送、FAX またはメールで提出してください（書式自由）。

※いただいたご意見は、市から回答するとともに、市ホームページに掲載いたします。

募集期間 12 月 7 日（水）～26 日（月）

申・問 都市計画課（内線 587） FAX 0296-77-5009 メール info@city.kasama.lg.jp

〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

⑦要介護（要支援）認定を受けている方の税控除のお知らせ

納税者本人または扶養親族の方が、所得税法および地方税法上の障がい者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65 歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障がい者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、次へ申請して事前にご用意ください。

対象 65 歳以上で、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方（主治医意見書で心身の状態を確認します）

申請場所 高齢福祉課、各支所福祉課

必要なもの 対象者の印鑑

申請期限 12 月 28 日（水）

※年明け後も申請を受け付けますが、確定申告に間に合わない恐れがありますのでご注意ください。

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※平成 22 年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 ○書類交付に関すること：高齢福祉課（内線 173）または各支所福祉課

○税の控除に関すること：税務課（内線 112）

⑧「1 歳児相談」日程変更のお知らせ

「保健センター年間予定表」の母子保健事業一覧に掲載されている日程が変更になります。

会場 笠間保健センター（笠間市笠間 230）

変更前 12 月 9 日（金）

変更後 12 月 22 日（木）

※対象のお子さんには、個別通知を発送します。

問 笠間保健センター TEL 0296-72-7711



⑨インフルエンザを予防しましょう！

インフルエンザは、12 月～3 月にかけて流行します。



○インフルエンザを予防するためには

- ・外出後には手洗いをしましょう。アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。
- ・乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度（50～60%）を保ちましょう。
- ・体の抵抗力を高めるために、睡眠を十分にとり、バランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけましょう。
- ・インフルエンザが流行してきたら、特に妊婦、高齢の方や基礎疾患のある方、疲労気味、睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。
- ・予防接種は、インフルエンザが発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぎます。

○咳エチケットとは

- ・咳、くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて 1 メートル以上離れましょう。
 - ・鼻汁、痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
 - ・手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時は、すぐに手を洗いましょう。
- ※マスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布製マスクの使用を推奨します。

問 健康増進課 TEL 0296-77-9145

⑩ノロウイルスに注意しましょう！

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は年間を通じて発生しますが、特に冬に流行しますので、必ず石けんで手を洗う習慣を身につけ、感染を予防しましょう。

感染の原因

- ・ウイルスに汚染された二枚貝などを、生あるいは十分に加熱しないで食べた。
- ・食品を取り扱う人（家庭で調理を行う人を含む）が感染していて、その人を介して、ウイルスで汚染された食品を食べた。
- ・患者のふん便やおう吐物に含まれるウイルスから「ヒトからヒト」へ感染した。

症状

ノロウイルスに感染すると、1～2 日でおう吐、下痢、腹痛などをおこします。通常、1～2 日で症状は良くなりますが、症状がなくなっても 1 週間程度、長い人で 1 か月近くウイルスがふん便とともに排泄されます。

予防法

- ・外出後、調理前、食事前、トイレ後などには、必ず石けんでしっかり手を洗いましょう。
- ・患者のふん便やおう吐物を処理する際は、使い捨ての手袋およびマスクなどを着用し、直接素手で触らないようにしましょう。
- ・汚染された場所や衣類などを消毒する。ノロウイルスの消毒は、塩素系消毒剤（次亜塩素系ナトリウム）や熱湯消毒が有効です。
- ・カキやアサリなど二枚貝の加熱調理（食品の中心部で 85℃以上で 1 分以上）を徹底しましょう。

消毒方法

熱湯消毒：85℃以上で 1 分以上

塩素系消毒剤（次亜塩素系ナトリウム）：0.02%または 0.1%で約 10 分

※家庭用塩素系漂白剤での消毒液の作り方（濃度約 6%の場合）

ペットボトルのキャップ（ふた）は約 5 ミリリットルの容量です。

- ・0.02%の消毒液：ペットボトルキャップ 2 杯弱の原液を、水で 2 リットルに希釈する。
⇒調理器具、床、トイレのドアノブ・便座、衣類などの消毒
- ・0.1%の消毒液：ペットボトルキャップ 8 杯強原液を、水で 2 リットルに希釈する。
⇒ふん便やおう吐物などを除去した後の消毒



問 健康増進課 TEL 0296-77-9145